

産業廃棄物減量税の手引き

～ 排出事業者・中間処理業者・最終処分業者の皆様へ ～

島根県 総務部 税務課

平成17年4月1日 施行

作成	平成17年	1月24日
一部改正	平成18年	7月 3日
	平成22年	3月 1日
	平成27年	3月27日
	平成28年	3月31日
	令和 2年	4月 1日
	令和 3年	6月25日

目 次

第1	はじめに	
1	産業廃棄物減量税とは	1
2	用語の意味	1
第2	登録（届出）関係	
1	特別徴収義務者としての登録	2
2	最終処分場設置の届出	3
3	登録、設置届出の変更	3
4	最終処分場の廃止・休止	4
	（特徴者登録申請書記載例）	5
	（最終処分場設置届出書記載例）	6
第3	申告納入（納付）関係	
1	申告納入（委託処分の場合）	7
2	申告納付（自社処分の場合）	7
3	納入（納付）申告書の作成・提出	8
4	修正申告	8
5	課税標準・税額等の算定	8
6	帳簿等の記載・保存	9
	（産廃税納入（納付）申告書記載例）	10
	（産廃税納付書記載例）	12
第4	特例的な取扱い	
1	課税免除	13
2	納期限の延長	13
3	更正・決定	13
4	更正の請求	13
5	加算金	13
第5	徴収猶予関係	
1	災害等に係る徴収猶予	14
2	売掛に係る徴収猶予	14
	（産廃税徴収猶予申請書記載例）	16
第6	徴収不能額等の還付又は納入義務の免除関係	
1	要件	18
2	申請	18
3	処理	19
	（産廃税還付・納入義務免除申請書記載例）	20
第7	その他	
1	納税管理人	21
2	税務調査	21
第8	換算係数	22
第9	様式名一覧	23
第10	質疑応答編	24

第1 はじめに

1 産業廃棄物減量税とは

産業廃棄物の発生の抑制や再生利用等により産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理を促進するために、島根県が独自に設ける法定外目的税で、その税収は税の目的を達成する場合にのみ使用できる地方税です。

2 用語の意味

- | | |
|-------------|--|
| (1) 法 | 地方税法（昭和25年法律第26号）をいう。 |
| (2) 廃棄物処理法 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。 |
| (3) 県税条例 | 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）をいう。 |
| (4) 県税規則 | 島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）をいう。 |
| (5) 条例 | 島根県産業廃棄物減量税条例（令和元年島根県条例第10号）をいう。 |
| (6) 規則 | 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（令和2年島根県規則第15号）をいう。 |
| (7) 要領様式 | 産業廃棄物減量税事務処理要領において定める様式をいう。 |
| (8) 所長 | 県民センターの長 |
| (9) 産廃 | 廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。 |
| (10) 産廃税 | 産業廃棄物減量税をいう。 |
| (11) 最終処分業者 | 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による許可（同法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の変更の許可を含む。）を受け産廃の最終処分を業として行う者及び廃棄物処理法第11条第2項の規定により産廃の最終処分をその事務として行う県内市町村及び市町村の組合をいう。 |
| (12) 最終処分場 | 次に掲げるものをいう。
ア 廃棄物処理法第15条第1項の規定による許可を受けて設置された産廃の最終処分場（同項の規定の適用を受けないで設置されたものを含む。）
イ 県内の市町村及び市町村の組合が設置する一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。）の最終処分場のうち一般廃棄物とあわせて処理することができる産廃の埋立処分の用に供するもの |

第2 登録（届出）関係

1 特別徴収義務者としての登録

(1) 登録申請の義務

最終処分業者は、条例上産廃税の特別徴収義務者（以下「特徴者」という。）として包括指定されており、最終処分を業として開始しようとする日の5日前までに、産廃税特徴者登録申請書（規則第2号様式。以下「登録申請書」という。）により、特徴者としての登録を申請してください。（条例9条1項、10条1項、規則7条1項）

(2) 登録申請時の注意事項

- ① 登録申請書は、最終処分場ごとに、当該最終処分場の所在地を所管する所長にそれぞれ提出してください。
- ② 登録申請書には、廃棄物処理法第14条第6項又は同法第14条の4第6項の規定による許可（以下「最終処分業の許可」という。）を受けていることを証する許可証の写しを添付してください。
- ③ 添付した許可証に当該最終処分場の記載がない場合、申請者は当該最終処分場で最終処分業を行うことができないので、登録申請は受理できません。
なお、当該最終処分業者が、専ら自ら排出する産廃の最終処分（自社処分）を行う場合には、登録申請ではなく後記2の設置届を提出してください。
- ④ 登録申請書を受理した場合は、産廃税特徴者証票（規則第10号様式。以下「登録証票」という。）の交付に併せ、当該年度に係る産廃税納入（納付）申告書（規則第11号様式。以下「納入（納付）申告書」という。）及び納付書を送付します。

（条例10条2項）

- ⑤ 登録証票は、当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示してください。
また、当該登録証票は他人に貸し付けたり、譲り渡すことはできません。

（条例10条3項・4項）

2 最終処分場設置の届出

(1) 設置届の提出義務

産廃を自ら設置する最終処分場（以下「自社処分場」という。）で最終処分する事業者（以下「納税者」という。）は、最終処分を開始しようとする日の5日前までに、最終処分場設置届出書（規則第4号様式。以下「設置届」という。）により、所長に届け出てください。

ただし、最終処分場を設置しようとする者が最終処分業者である場合は、当該特徴者に登録申請を義務づけているため、改めて設置届を提出する必要はありません。

（条例14条1項、規則9条1項）

(2) 設置届提出時の注意事項

① 設置届は、最終処分場ごとに、当該最終処分場の所在地を所管する所長にそれぞれ提出してください。

② 設置届には、当該最終処分場が廃棄物処理法第15条第1項の規定による許可（以下「施設の許可」という。）を受けた施設であることを証する許可証の写しを添付してください。

なお、平成9年の廃棄物処理法施行令改正前に設置された施設で、許可不要の施設についてはこの限りではありません。

③ 設置届を受理した場合は、当該年度に係る納入（納付）申告書及び納付書を送付します。

3 登録、設置届出の変更

(1) 変更届の提出と受理

登録申請に係る変更の届出は、産廃税特徴者変更登録申請書（規則第3号様式。以下「変更登録申請書」という。）により、また設置届に係る変更の届出は、最終処分場変更届出書（規則第5号様式。以下「変更届」という。）により、それぞれ変更のあった日から5日以内に提出してください。

（条例10条1項、14条1項、規則7条2項、9条1項）

(2) 特徴者又は納税者に変更がある場合

① 最終処分場を譲り受け又は借り受けた場合

新たに特徴者又は納税者となる者は、新規の登録申請書又は設置届を提出し、特徴者又は納税者でなくなる者は、後記4廃止等の手続きを行うこととなります。

(条例14条2項、規則9条2項)

② 相続又は合併の場合

最終処分場の許可は相続人又は合併後の法人に承継されず、最終処分場の施設の許可に基づく管理義務は承継されるため、変更後の特徴者が改めて最終処分場の許可を要する場合は新規の登録申請書を、要しない場合には変更登録申請書を提出することとなり、特徴者でなくなる者については①と同様の手続きを行うこととなります。

なお、次のような場合は変更登録申請書による手続きを行ってください。

- ・法人の名称変更の場合
- ・共同する最終処分業者（連帯納税義務者）が加わる場合
- ・代表者の変更の場合（登録済み連帯納税義務者に代わる場合に限る。）

納税者の変更の場合には、新たに納税者となる者は変更届を提出し、納税者でなくなる者は①と同様の手続きを行うこととなります。

4 最終処分場の廃止・休止

(1) 廃止

特徴者又は納税者が最終処分場の埋立を終了した場合、あるいは最終処分場を他の者に譲り渡し又は貸し付けたこと等により、当該最終処分場における特別徴収義務又は納税義務が消滅した場合には、その廃止等の日から10日以内に産廃税特別徴収義務消滅届出書（規則第6号様式。以下「特徴義務消滅届」という。）又は産廃税納税義務消滅届出書（規則第7号様式。以下「納税義務消滅届」という。）により、所長に届け出るとともに、特徴者にあつては登録証票を返納してください。

(条例10条5項、規則10条)

(2) 休止

特徴者又は納税者は、休業等により1ヶ月以上にわたって最終処分場への産廃の搬入がなくなる場合、当該休止の日から10日以内に最終処分場休止届出書（規則第8号様式。以下「休止届」という。）により、所長に届け出てください。

(規則11条)

(特徴者登録申請書記載例)

第2号様式(第7条関係)

産業廃棄物減量税特別徴収義務者登録申請書			
年 月 日 様	特別 徴 収 義 務 者	住所又は 所在地	松江市殿町〇〇-〇
		氏名又は 名 称	(株)△△産業 代表取締役 □□□□ (電話〇〇-〇〇〇〇)
島根県産業廃棄物減量税条例第10条第1項の規定により、産業廃棄物減量税の特別徴収義務者の登録を申請します。			
最終処分場の所在地	所在地	松江市東津田町〇〇-〇	
及び名称	名 称	▲▲処分場	
最終処分の開始予定 年月日及び許可番号	開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	産廃処分業許可証 に記載のある最終 処分場について記 入してください。
	許可番号	第〇〇〇号	
最終処分場の産業廃 棄物処理施設許可 年月日及び許可番号	許可年月日	令和△△年△△月△△日	
	許可番号	第△△△号	
重量計測の可否	可	(計量計の最小目盛)	不可
中間処理業実施の有無	有		無
摘 要			

備考 産業廃棄物処分業許可証の写し（許可証の交付をまだ受けていない場合は、許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出すること。）を添付すること。

(最終処分場設置届出書記載例)

第4号様式(第9条関係)

最終処分場設置届出書		
年 月 日	納 税 者	住所又は所在地 松江市殿町△△-△
	様 者	氏名又は名称 株式会社△△△△ 代表取締役 ○○○○ (電話△△-△△△△)
最終処分場の(設置・譲受け・借受け)をしたので、島根県産業廃棄物減量税条例(第14条第1項・第14条第2項の規定により準用される同条第1項)の規定により届け出ます。		
最終処分場の所在地	所在地	松江市東津田町△△-△
及び名称	名 称	■■■処分場
最終処分の開始予定年月日	開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
最終処分場の産業廃棄物処理施設許可年月日及び許可番号	許可年月日	令和△△年△△月△△日
	許可番号	第△△△号
譲受け又は借受けの場合にあっては、当該許可年月日及び許可番号	許可年月日	年 月 日
	許可番号	
重量計測の可否	可	(計量計の最小目盛) (不可)
摘 要		

産廃処理施設設置許可証に記載のある最終処分場について記入してください。

備考 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し(許可証の交付をまだ受けていない場合にあっては許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出すること。)を添付すること。

第3 申告納入（納付）関係

1 申告納入（委託処分の場合）

(1) 納税義務の発生

産廃の最終処分を委託する場合、最終処分場に搬入した時に、最終処分委託者に納税義務が生じます。

(条例4条1項・2項)

(2) 申告納入

特徴者は最終処分場への産廃の搬入があった場合には、最終処分委託者から産廃税を徴収し、条例で定める期間内における産廃税を定められた期限までに県に納入（納付）申告書により申告するとともに、当該申告税額を納入してください。

ただし、最終処分場を廃止又は休止した場合には、その廃止又は休止の日から1月以内に、廃止又は休止の日までの産廃税を申告納入してください。

なお、一の申告対象期間中の休止・再開はこれを通算し、一の期間とみなします。

(条例9条3項、11条第1項)

(3) 最終処分料金の一括徴収

最終処分業者が、最終処分委託者から処理料金を一定期間分まとめて領収する場合、これと合わせて産廃税を徴収しても差し支えありませんが、申告納入すべき税額は産廃の搬入量に基づき算定されるものであり、実際に徴収していない税額であっても期限内に申告納入することとなります。

ただし、売掛に係る徴収猶予の申請等があり、その申請が適当と認められる場合は、納入が猶予されます。

2 申告納付（自社処分の場合）

(1) 納税義務の発生

産廃を自社処分場で最終処分する場合、自社処分場に搬入した時に納税義務が生じ、自らが納税義務者となります。

(条例4条3項)

(2) 申告納付

自社処分の場合、条例で定める期間内に行った自社処分場への産廃の搬入に係る産廃税を定められた期限までに県に納入（納付）申告書により申告するとともに、当該申告税額を納付してください。

ただし、最終処分場を廃止又は休止した場合には、その廃止又は休止の日から1月以内に、廃止又は休止の日までの産廃税を申告納付してください。

なお、一の申告対象期間中の休止・再開はこれを通算し、一の期間とみなします。

(条例15条第1項)

(3) 最終処分業者自らが納税者となり、申告納付する事例は次のような場合です。

- ① 最終処分業者が、最終処分業以外の事業を行っており、当該事業によって生じた産廃を自らの最終処分場で最終処分する場合
- ② 最終処分業者が中間処理業も行っており、他の事業者から受託した産廃を中間処理施設でいったん中間処理した後、その残渣を自らの最終処分場で最終処分する場合

3 納入（納付）申告書の作成・提出

複数の最終処分場を設置している者は、納入（納付）申告書を最終処分場ごとに作成し、提出してください。

なお、最終処分場への産廃の搬入がない場合であっても、納入（納付）申告書は提出してください（但し、休止届により、期間中搬入のない旨が明らかな場合は除く）。

4 修正申告

納入（納付）申告書を提出した納税者が、提出期限後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合は、産廃税修正申告書（規則第16号様式）を提出し、その修正により増加した税額を納付してください。（条例16条2項）

なお、課税標準若しくは税額が減額になる場合及び特徴者については修正申告が認められておらず、更正の請求によることとなります。

5 課税標準・税額等の算定

(1) 課税標準の算定

産廃税は、最終処分場への産廃の搬入行為が課税客体であり、搬入の都度納税義務が発生するため、搬入量の計測も搬入の都度行うこととなります。（条例6条）

なお、課税標準は搬入量の1,000分の1トン未満（1kg未満）を切り捨てて得られる重量です。（規則3条）

(2) 換算係数の使用

産廃の重量の計測が困難な場合は、搬入された産廃の縦、横、高さを計測して得られた容量に、産廃の種類ごとに規則で定める換算係数を乗じて得た重量を課税標準とします。

（規則4条、5条、別表）

（例）縦2.8m、横1.7m、高さ1.3mの「燃え殻」は、換算係数が1.14であり、
 $2.8 \times 1.7 \times 1.3 \times 1.14 = 7.05432$ トンとなり、
小数点4位以下を切り捨てた7.054トンが課税標準です。

なお、種類ごとの容量を測定できない産廃にあつては、その主たる産廃の種類により換算係数を適用してください。

また、この換算係数はあくまで、税額計算のためにのみ用いるものです。

(3) 税額の算定

税額は課税標準に税率（1トン当たり1,000円）を乗じて得られる額です。

（条例7条）

（例） 搬入量が7.054トンの場合、
 $7.054\text{トン} \times 1,000\text{円} = 7,054\text{円}$ となります。

6 帳簿等の記載・保存

(1) 特徴者及び納税者は、最終処分場ごとに次の帳簿を備え、毎日の搬入実績を記載する必要があります。（条例19条1項）

① 帳簿は、原則として、廃棄物処理法に基づく帳簿とは別に備えてください。

但し、廃棄物処理法に基づく帳簿が②の項目の全てについて記載があり、③の期間保存される場合には、当該帳簿をもって条例に規定する帳簿と見なします。

また、当該帳簿への記載及び保存は電磁的記録によることも可能です。

（条例19条2項）

② 帳簿に記載すべき事項は次のとおりとします。（規則13条）

ア 搬入年月日ごとの産廃の種類及び数量（容量・重量）

イ アのうち、課税免除の対象となる産廃の種類及び数量（容量・重量）

ウ 特徴者にあつては最終処分委託者の氏名及び産廃管理票の交付番号

③ 帳簿は、申告書の提出期限の翌日から5年間保存してください。

④ 特徴者にあつては、産廃の搬入に関する次の書類等を帳簿とともに5年間保存してください。

ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

イ 最終処分受託契約書

ウ 処理料金等の請求書、領収証の写し（処理料金と税が明確に区分されたもの）

(産廃税納入(納付) 申告書記載例)

第11号様式(第14条関係)

産業廃棄物減量税納入(納付) 申告書

		徴収番号	
年 月 日 様	特別徴収義務者 又は納税者	住所又は 所在地	松江市殿町〇〇-〇
		氏名又は 名称	(株)△△産業 代表取締役 □□□□ (電話〇〇-〇〇〇〇)
	最終処分場	所在地	松江市東津田町〇〇-〇
		名称	▲▲処分場
期 間	令和2年4月から令和2年6月まで		
区 分	重量又は税額	摘 要	
課税対象産業廃棄物の重量 ①	493.718 トン	申告対象期間に搬入された産廃の合計重量を記入してください。	
条例第5条の規定により課税②免除される産業廃棄物の重量	. トン		
課税標準たる重量(①-②) ③	493.718 トン		
③のうち特別徴収に係る重量④	293.718 トン	他者から直接搬入された産廃等で申告納入に係るもの	
④に係る申告納入税額	293,718 円		
③のうち申告納付に係る重量⑤	200.000 トン	自社処分又は中間処理後に自社の最終処分場に搬入された産廃等で、申告納付に係るもの	
⑤に係る申告納付税額	200,000 円		

- 備考 1 「課税標準たる重量」欄は、1,000分の1トン未満を切り捨てて記載すること。
2 この申告書には、付表を添付すること。

付表

徴収番号

特別徴収義務者(納税者)の 氏名又は名称		(株)△△産業			
区分	課税標準に関する明細書 (令和2年4月から6月まで)				
	産業廃棄物の種類	容量① (m3)	換算係数②	重量又は換算重量③ (トン:①×②)	摘要
課税標準となる搬入	・燃え殻	6.188	1.14	7.054	申告対象期間における申告納入分及び申告納付分の合計数量を産廃の種類別に記入してください。
	・汚泥		1.10		
	・廃油		0.90		
	・廃プラスチック		0.35		
	・紙くず		0.30		
	・木くず		0.55		
	・繊維くず		0.12		
	・動植物性残さ		1.00		
	・動物系固形不要物		1.00		
	・ゴムくず		0.52		
	・金属くず	123.456	1.13	139.505	
	・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		1.00		
	・鋳さい		1.93		
	・がれき類	234.567	1.48	347.159	
	・動物のふん尿		1.00		
・動物の死体		1.00			
・ばいじん		1.26			
・ <small>廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する廃棄物</small>		1.00			
小計				493.718	←申告書③欄へ転記
課税免除される搬入					
小計					←申告書②欄へ転記
合計				493.718	←申告書①欄へ転記

備考1 この付表は、第11号様式に添付すること。

2 「重量又は換算重量」欄はあらかじめ重量が判明している場合はその重量を、容量から換算して重量を算出した場合は、その換算後の重量を記載し、及び「容量」欄に容量を記載すること。

また重量は1, 000分の1トン未満を切り捨てること。

4 「容量」欄は、端数を処理しないで記載すること。

(産廃税納付書記載例)

規則第17号様式その2 (県税規則第18条)

領 収 証 書						
納 付 書						
OCR	(公)					
県税	領 収 済 通 知 書					
島根県	口座番号					
	加入者 島根県指定金融機関山陰合同銀行 本店営業部					
(注意) この用紙を汚したり、折り曲げたり、ピンで止めたりしないでください。						
〒 690-8501 松江市殿町〇〇-〇 株△△産業 代表取締役 □□□□ 様						
税目： 産業廃棄物減量税 納入分						
期別： 令和2年4月～6月						
事務所	税 目	年 度	徴 収 番 号	C D		
0 2	2 3	5 0	2	××××××		
期 別	申告区分	納税者番号	納付C D			
××	×××	××××	××			
税 額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円					
	□ □ □ □ □ □	2 9 3	7 1 8			
延滞金	ユ-ト	□ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □			
加算金	□	□ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □			
合 計	□ □ □ □ □ □	2 9 3	7 1 8			
納期限	令和2年7月31日	所管	東部県民センター			
取りまとめ局 郵便番号		〇〇貯金事務 センター	領 収 日 付 印			
記入例						
1	2	3			4	5
6	7	8			9	0
(取りまとめ局→加入者)						

納付書は3枚複写になっています。

申告納入に係るものと申告納付に係るものは、別葉の納付書により納めてください。

必要項目を印字してお渡ししますので、原則として税額～合計欄についてのみ記入してください。

なお、印字されていない納付書を使用される場合は、必要項目を記入してください。

第4 特例的な取扱い

1 課税免除

県内の市町村及び市町村の組合が設置する一般廃棄物の最終処分場に搬入される産廃のうち、処理費用が徴されない産廃については産廃税を課さないものとします。

(条例5条1項、規則2条)

2 納期限の延長

特徴者又は納税者が災害等の理由により期限延長申請書を提出した場合は、申請事項について調査確認し、期限の延長を決定した時は、期限延長通知書により、当該期限の延長をしないことを決定した時は、期限延長申請却下通知書により当該申請者に通知します。

(県税条例5条)

3 更正・決定

法第733条の16の規定に基づき、調査により課税標準又は税額を更正する場合又は不申告者に対し課税標準及び税額を決定する場合は、産廃税更正（決定）通知書（規則第17号様式）に、納期限を記入した納付書を添え、特徴者又は納税者に送付します。

(条例17条)

4 更正の請求

特徴者又は納税者は、税額計算の誤り等を理由として、申告納入（納付）期限から5年以内に限り、申告税額等について更正の請求をすることができます。

(法20条の9の3)

更正の請求は、産廃税更正請求書（規則第18号様式）により、当該更正の請求を行う理由となった事実を証する書類を添付して行ってください。

また、審査の結果については、産廃税更正請求（承認・不承認）通知書（規則第19号様式）により、請求者に通知します。

5 加算金

(1) 過少申告加算金

期限内に提出された納入（納付）申告書の税額について、正当な理由が無く過少である時、又は修正申告書の提出があった場合は、当該増差額の10%（15%）の過少申告加算金がかかります。

(法733条の18)

(2) 不申告加算金

期限後に提出された納入（納付）申告書について、決定があるべきことを予知してなされた申告でない時には、当該申告額の5%の不申告加算金がかかります。

徴税吏員が調査に着手した後に、納入（納付）申告書又は修正申告書が提出された場合及び更正・決定に係る増差額については、15%（20%）の不申告加算金がかかります。

(法733条の18)

(3) 重加算金

課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、納入（納付）申告書が提出された場合、期限内申告に係る増差税額については35%、期限後申告に係る増差税額については40%の重加算金がかかります。（法733条の19）

(4) 不申告加算金及び重加算金に係る加重措置

過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を徴収され、再び不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を徴収される場合には、その割合をそれぞれ10%の加重する措置がなされることとなります。（法733条の18、法733条の19）

第5 徴収猶予関係

申告税額の全部又は一部について納入（納付）が困難であると認められる事実が生じたときは、申請により、納入（納付）が困難であると認められる額を限度として徴収の猶予をすることができます。

徴収の猶予には、法第15条第1項による徴収猶予（以下「災害等に係る徴収猶予」という。）と条例第12条第1項の規定による徴収猶予（以下「売掛に係る徴収猶予」という。）があります。

1 災害等に係る徴収猶予

特徴者又は納税者に、災害、疾病、事業の廃止、事業の著しい損失等、納税を困難とさせる法第15条第1項各号に掲げる事由が発生した場合には、その申請により1年以内の期間を限って徴収の猶予を受けることができます。

2 売掛に係る徴収猶予

特徴者が、最終処分に係る処理料金及び産廃税の全部又は一部を納期限までに受け取ることができなくなったことについて正当な理由があり、その全部又は一部を納入することができないと認められるときは、申請により納期限から2ヶ月以内に限って徴収の猶予を受けることができます。（条例12条1項）

なお、この徴収猶予は、災害等に係る徴収猶予と異なり、特徴者にのみ認められるものであり、この徴収猶予期間中の延滞金は全額免除となります。（条例12条4項）

(1) 徴収猶予の申請等

売掛に係る徴収猶予の申請は、納入（納付）申告書の提出に併せ、産廃税徴収猶予申請書（規則第12号様式。以下「徴収猶予申請書」という。）に、納期限までに領収できなかった売掛金及び産廃税額等を記載した産廃税売掛金計算書（要領様式第6号。以下「売掛金計算書」という。）を添付して行ってください。（条例12条2項）

(2) 徴収猶予の審査等

徴収猶予申請書が提出された場合は、その内容を審査した後、産廃税徴収猶予(承認・不承認)通知書(規則第13号様式)により、申請者に対して通知します。(条例12条3項)

(3) 徴収猶予額の算定

徴収猶予すべき税額は、次の計算式により算定した額です。

徴収猶予額＝産廃税額 × { 1 － (当該産廃処分に係る処理料金及び税額のうち、既に受領し、又は納期限までに受領が見込まれる額 ÷ 当該産廃処分に係る処理料金及び税額の総額) }

(例) 最終処理料金100万円、産廃税額20万円、納期限までに受領が見込まれる処理料金及び税額が80万円の場合は、次のようになります。
 $20万円 \times (1 - 80 \div 120) = 66,666円 (1円未満切り捨て)$

(4) 担保の徴取

徴収を担保するために必要があると認められるときは、原則として担保の提供を求めます。(条例12条1項、規則8条2項)

(5) 担保の免除

① 徴収猶予の申請があった場合に、申請者が以下の要件を全て満たしているときは、担保の提供を免除します。(条例12条1項、規則8条1項)

ア 徴収猶予の申請をした日前3年以内において、産廃税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがないこと。

イ 徴収猶予の申請をした日前6月以内において、産廃税に係る徴収金の期限内納入(徴収猶予に係るものを含む。)が履行されていること。

ウ 徴収猶予の申請をした日前6月以内において、産廃税に係る更正又は決定の処分を受けたことがないこと。

② 担保の提供を免除して徴収猶予の申請を承認した特徴者が、その後①の要件に該当しないこととなった場合は、直ちに当該徴収猶予額に相当する担保の提供を求めます。

③ 徴収猶予の承認をした特徴者が、次の事項に該当することとなった場合には、当該徴収猶予を取り消します。(条例12条3項)

ア 一部分割納入金を期限までに納入しないとき

イ 担保の提供及び変更等担保の確保のための要求に応じないとき

ウ 財産状況、その他事情の変化により徴収猶予を継続することが適当でない認められるとき

(産廃税徴収猶予申請書記載例)

第12号様式(第14条関係)

		徴収番号	
産業廃棄物減量税徴収猶予申請書			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;"> 売掛に係る徴収猶予用 </div>			
年 月 日	特別 徴収 義務者 様	住所又は 所在地	松江市殿町〇〇-〇
		氏名又は 名称	(株)△△産業 代表取締役 □□□□ (電話〇〇-〇〇〇〇)
島根県産業廃棄物減量税条例第12条第2項の規定により、徴収猶予の申請をします。			
申告対象年月	令和2年4月から令和2年6月まで		
納 期 限	令和2年7月31日		
申告納入に係る 課税標準量	293.718 トン		
申告納入税額	293,718 円		
徴収猶予申請額	250,000 円		
徴収猶予申請理由	納期限までに搬入者から処理料金及び税金を受け取ることができないため。		
徴収猶予申請期間	令和2年8月1日から令和2年9月30日まで		
担保の種類及び価格			
摘 要			

備考 徴収猶予の申請理由が生じたことを証する書面を添付すること。

産業廃棄物減量税売掛金計算書
令和2年4月～2年6月

住所又は 所在地	松江市殿町〇〇-〇
特別徴収 義務者名	(株)△△産業

搬入者		納期限までに受け取ることができなかった 産廃の処理料金、産廃税額及びその重量		
住所	氏名	処理料金(円)	産廃税額(円)	重量(t)
〇〇〇	(株)□□	500,000	100,000	100
△△△	(有)〇〇	300,000	60,000	60
□□□	(有)△△	450,000	90,000	90
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>申告対象期間に搬入された産廃のうち、納期限までに特徴者が受け取ることができなかった売掛金（処理料金及び産廃税）及び売掛に係る産廃の重量について、その内訳を搬入者別に記入してください。</p> </div>				
計		1,250,000	250,000	250

第6 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除関係

産廃税については、発主主義を採っているため、特徴者は、売掛金等が正当な理由で貸し倒れとなり、税を受け取ることができなくなった場合、又はいったん徴収した税を災害等の理由で亡失した場合であっても、納税義務者である最終処分委託者が納めるべき税額を立て替えて納入すべき義務を負うこととなります。

しかし、前記の徴収猶予と同様に、産廃税の円滑な運営を図り、特徴者の負担を緩和する観点から、「産廃税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合」、又は「徴収した産廃税を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認められる場合」は、特徴者の申請により、既に納入しているときは徴収不能額等の還付を、未納のときは納入義務の免除を行います。（条例13条1項）

1 要件

- (1) 「産廃税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて、正当な理由があると認められる場合」とは、

納税義務者である最終処分委託者に次に掲げるような事情があるため、特徴者が処理料金及び産廃税の全部又は一部を徴収することが不可能と認められる場合をいいます。

- ① 破産、和議、強制執行もしくは整理手続きに入り、又は解散もしくは事業閉鎖を行うに至ったこと。あるいはこれらに準ずる状態に陥ったこと。
- ② 死亡、失踪、行方不明又は刑の執行その他これらに準ずる事情が生じたこと。
- ③ 天災その他避けることのできない理由が生じたこと。（なお、天災とは、震災、風水害、落雷等を、その他避けることのできない理由とは、火災、爆発事故等による破壊、盗難等をいう。）

- (2) 「徴収した産廃税を亡失したことについて天災その他避けることのできない理由があると認められる場合」とは、

特徴者が、天災を受け、又はその他避けることのできない理由に当たる事情に遭遇し、既に徴収した産廃税を亡失した場合をいいます。

なお、天災その他避けることのできない理由とは、(1)③と同義です。

2 申請

- (1) 申請は、産廃税還付・納入義務免除申請書(規則第14号様式。以下「免除申請書」という。)により、申請事由が生じたことを証する書類及び1(1)の申請事由の場合には、徴収不能となっている事実の裏付けとなる帳簿書類等を、1(2)の申請の場合には、亡失した税額を裏付ける帳簿書類等を添付して行ってください。

(2) 申請事由が生じたことを証する書類とは、次に示すものをいいます。

- ① 1 (1)①の場合 破産決定通知又は和議の許可決定書、清算終了報告書等
- ② 1 (1)②の場合 市町村長が発行する証明書、失踪宣告書等
- ③ 1 (1)③の場合 市町村、消防署、警察署等関係機関の長の証明書等
- ④ 1 (2) の場合 市町村、消防署、警察署等関係機関の長の証明書等

(3) 徴収不能となっている事実の裏付けとなる帳簿書類等とは、次に示すものをいいます。

- ① 売掛帳、伝票、帳簿等売掛債権の存在並びに未領収の処理料金及び税額(申請税額)がわかるもの
- ② 債権放棄通知書等未領収の処理料金及び税額が貸し倒れとなった事実がわかるもの

(4) 亡失した税額を裏付ける帳簿書類等について、天災等による亡失のため、添付が不可能であると認められる場合には、現地調査や聞き取り調査等により亡失した税額を認定することとなります。

3 処理

(1) 免除申請書が提出された場合は、添付書類等により免除申請の要件に該当する事実及び免除申請額の適否を審査し、その結果を産廃税還付・納入義務免除(承認・不承認)通知書(規則第15号様式)により申請者に通知します。(条例13条3項)

(2) 還付を行う場合で、申請者に未納の徴収金があるときは、還付すべき税額をこれに充当することとなります。(条例13条2項)

(産廃税還付・納入義務免除申請書記載例)

第14号様式(第14条関係)

		徴収番号		
産業廃棄物減量税還付・納入義務免除申請書				
特別徴収義務者用				
年 月 日	特別 徴 収 義 務 者	住所又は 所在地	松江市殿町〇〇-〇	
支 庁 長 (事務所長) 様		氏名又は 名 称	(株)△△産業 代表取締役 □□□□ (電話〇〇-〇〇〇〇)	
島根県産業廃棄物減量税条例第13条第1項の規定により、次のとおり還付又は納入義務の免除を申請します。				
申 請 内 容	申告対象年月	納 期 限	課税標準量	税 額
申告納入に係る 申 告 額 等	令和2年4月から 令和2年6月まで	令和2年7月31日	293.718 トン	293,718 円
申告額のうち既に 納入済の税額				43,718 円
申告額のうち納入 義務免除申請額等				250,000 円
納入義務免除によ る還付税額				円
申 請 理 由	取引先の排出事業者が倒産し、売掛金が回収不能のため。			
摘 要				

備考 還付又は納入免除の申請理由が生じたことを証する書面を添付すること。

第7 その他

1 納税管理人

特徴者又は納税者が、県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合又は有しなくなった場合は、納税管理人を指定する必要があります。

- (1) 特徴者又は納税者は、納入又は納付に関する一切の事項（滞納処分に関する事項を除く）を処理させるため、その必要が生じた日から10日以内に、課税地を所管する支庁等の所管区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、産廃税納税管理人承認申請書(要領様式第9号)を提出してください。

なお、納税管理人を変更した場合も同様です。

- (2) 申請書を受理した場合は、内容を審査し、産廃税納税管理人承認（申請却下）通知書(要領様式第11号)により通知します。

2 税務調査

(1) 調査の目的

税務調査は、特徴者にあつては徴収されるべき税が納税義務者から正しく徴収され、適正に申告納入されているか、また、納税者にあつては申告すべき税が正しく申告納付されているかを確認するために実施するものです。（法733条の4）

調査については、特徴者又は納税者の方の御理解と御協力を御願います。

(2) 調査の方法

特徴者等の事務所や最終処分場を訪問し、搬入された産廃の内容が正しく帳簿に記載され、記録保存されているか、また、それが申告書の課税標準（重量）や税額等に適正に反映されているかを次の書類等をもとに確認します。

- ① 条例19条に規定する帳簿等
- ② 廃棄物処理法に基づく帳簿書類等（マニフェスト、委託契約書等）
- ③ 売掛台帳、請求書、領収書等

(3) 調査後の処理

調査の結果、産廃税が適正に申告されていなかった場合は、更正又は決定を行うことになります。

第8 換算係数

○規則別表（第5条関係）

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻 (廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する燃え殻をいう。)	1.14
2	汚泥 (廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する汚泥をいう。)	1.10
3	廃油 (廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃油をいう。)	0.90
4	廃プラスチック類 (廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃プラスチック類をいう。)	0.35
5	紙くず (廃棄物処理法施行令第2条第1号に規定する紙くずをいう。)	0.30
6	木くず (廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する木くずをいう。)	0.55
7	繊維くず (廃棄物処理法施行令第2条第3号に規定する繊維くずをいう。)	0.12
8	動植物性残さ (廃棄物処理法施行令第2条第4号に規定する動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。)	1.00
9	動物系固形不要物 (廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に規定する獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物をいう。)	1.00
10	ゴムくず (廃棄物処理法施行令第2条第5号に規定するゴムくずをいう。)	0.52
11	金属くず (廃棄物処理法施行令第2条第6号に規定する金属くずをいう。)	1.13
12	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃棄物処理法施行令第2条第7号に規定するガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずをいう。)	1.00
13	鉱さい (廃棄物処理法施行令第2条第8号に規定する鉱さいをいう。)	1.93
14	がれき類 (廃棄物処理法施行令第2条第9号に規定するコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。)	1.48
15	動物のふん尿 (廃棄物処理法施行令第2条第10号に規定する動物のふん尿をいう。)	1.00
16	動物の死体 (廃棄物処理法施行令第2条第11号に規定する動物の死体をいう。)	1.00
17	ばいじん (廃棄物処理法施行令第2条第12号に規定する集じん施設によって集められたばいじんをいう。)	1.26
18	廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する廃棄物	1.00

備考 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。

第9 様式名一覧

○規則様式

様式番号	様式名	手引き 掲載頁
第2号様式	産業廃棄物減量税 特別徴収義務者 登録申請書	P 2
第3号様式	産業廃棄物減量税 特別徴収義務者 変更登録申請書	P 3
第4号様式	最終処分場 設置届出書	P 3
第5号様式	最終処分場 変更届出書	P 3
第6号様式	産業廃棄物減量税 特別徴収義務消滅届出書	P 4
第7号様式	産業廃棄物減量税 納税義務消滅届出書	P 4
第8号様式	最終処分場 休止届出書	P 4
第10号様式	産業廃棄物減量税 特別徴収義務者 証票	P 2
第11号様式	産業廃棄物減量税 納入(納付)申告書	P 2
第12号様式	産業廃棄物減量税 徴収猶予申請書	P 14
第13号様式	産業廃棄物減量税 徴収猶予(承認・不承認)通知書	P 15
第14号様式	産業廃棄物減量税 還付・納入義務免除申請書	P 18
第15号様式	産業廃棄物減量税 還付・納入義務免除(承認・不承認)通知書	P 19
第16号様式	産業廃棄物減量税 修正申告書	P 8
第17号様式	産業廃棄物減量税 更正(決定)通知書	P 13
第18号様式	産業廃棄物減量税 更正請求書	P 13
第19号様式	産業廃棄物減量税 更正請求(承認・不承認)通知書	P 13

○要領様式

様式番号	様式名	手引き 掲載頁
様式第6号	産業廃棄物減量税 売掛金計算書	P 14
様式第9号	産業廃棄物減量税 納税管理人承認申請書	P 21
様式第11号	産業廃棄物減量税 納税管理人承認(申請却下)通知書	P 21

第10 質疑応答編

〔税導入の目的〕	-----	P25
〔納税義務者〕	-----	P26
〔課税対象〕	-----	P27
〔登録・届出〕	-----	P28
〔申告納入（納付）〕	-----	P29
〔課税標準等〕	-----	P31
〔帳簿等の記載・保存〕	-----	P34
〔課税免除〕	-----	P34
〔徴収猶予〕	-----	P34
〔処理料金への転嫁〕	-----	P34
〔消費税の取扱い〕	-----	P35
〔公共工事における産廃税の取扱い〕	-----	P35
〔税収の使途〕	-----	P35
〔その他〕	-----	P36

〔税導入の目的〕

Q 1 産廃税の導入目的は何ですか。

A 産廃税は、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を図るため、環境政策の一環として導入するもので、税制度を経済的手法として活用するものです。

つまり、産廃の排出者に経済的な負担（税負担）を求めることにより、排出者がその負担を軽減しようとする市場原理に着目し、産廃の発生抑制とリサイクルの促進を図ろうとするものであります。

したがって、この税制度は税収の確保を第一の目的としたものではなく、産廃の減量化に伴い、税収は減っていく仕組みとなっております。

Q 2 産廃税の導入は企業の経済活動を阻害することになりませんか。

A 短期的にはある程度の経済的影響が予想されますが、循環型社会の構築は時代の要請であり、企業に対しても排出者処理責任と拡大生産者責任の原則に基づく高い企業モラルの醸成と環境に最大限配慮した事業活動が求められております。

また、産廃の減量化への取組みは、長期的にみれば企業の経済活動面での負担軽減に繋がるとともに、新たな環境関連産業の育成にも資するものと考えます。

Q 3 自らの負担で処分場を設置し、処分を行っている場合、処分業者に委託し、処分する場合と比較し、課税上の差異を設ける必要はありませんか。

A 税導入の目的は、資源の有効利用と自然環境への負荷の低減であり、この点からすると自社処分と委託処分に課税上の差異を設ける必然性は認められません。

また、委託処分も適法・適正な処理形態であり、最終処分場建設コストについても、自社処分業者が建設費を自ら負担するのに対し、排出事業者が処理料金という形で負担するものであり、この点からも課税上の差異は認められません。

・産廃の処理は、大きく「収集・運搬」、「中間処理」、「最終処分」に分けられます。

収集運搬 … 廃棄物を収集し、目的地まで運搬する行為で、積替や保管を含みます。

中間処理 … 焼却や脱水、破碎などがあります。

最終処分場 … 性状の安定した廃棄物（がれき・プラ等）を処分する安定型処分場と性状を管理する必要のある廃棄物（燃え殻・汚泥等）を処分する管理型処分場などがあります。

〔納税義務者〕

Q 4 排出事業者とは、どのような事業者をいうのですか。

A 廃棄物処理法上の事業者と同様の定義となります。
例えば、製造業者は製品の製造過程で排出される産廃の排出事業者となります。
また、建設業の場合は、発注元ではなく元請業者が排出事業者となります。

【建設業の場合の排出事業者】

基本的には元請業者が排出事業者となりますが、例外的に元請業者と下請業者の契約形態等により、下請業者が排出事業者となる場合もあります。

Q 5 建設業において、施主が倒産し売掛代金が回収できない場合、産廃税の負担はどうなるのですか。

A 建設工事においては、契約上産廃税相当額を含めた額で契約することとなりますが、請負業者が産廃を最終処分場に搬入する場合、産廃税の納税義務者は請負業者であり、したがって、請負業者は売掛代金の回収の有無にかかわらず産廃税を負担する必要があります。

Q 6 県外の排出事業者も納税義務者になりますか。

A 県内の最終処分場に産廃を搬入する排出事業者は全て対象となります。

Q 7 中間処理業者を納税義務者とするのは何故ですか。

A 中間処理業者は、中間処理後の産廃の適正処理について、廃棄物処理法上、一次的な最終処分責任を有するため、条例上も排出事業者ではなく中間処理業者を納税義務者としております。

また、中間処理業者はリサイクルを推進することにより、税負担を逡減できる立場にあり、中間処理産廃の減量化への取り組みは排出事業者にも増して要請されるところであります。

〔課税対象〕

Q 8 最終処分場に搬入できる特別管理産廃にはどのようなものがありますか。

A 「廃石綿等」いわゆる飛散性のあるアスベストが埋立対象となります。

具体的には、建築物に吹き付けられている石綿やそれらを除去するために用いられたプラスチックシート、防じんマスク等であり、その性状によりガラスくず等、がれき類、廃プラスチック類、ばいじんに区分され、それぞれが課税対象となります。

Q 9 最終処分場に搬入される建設残土は課税対象ですか。

A 廃棄物処理法上の産廃に含まれないため、課税対象外となります。

Q 10 県外の最終処分場に搬入される産廃にも課税されるのですか。

A 島根県の産廃税は課税されませんが、最終処分場所在都道府県の税制度の適用があります。

Q 11 不法投棄された産廃は産廃税の課税対象ですか。

A 原状回復義務に基づき、適正に最終処分される時点で課税対象となります。

〔登録・届出〕

Q12 登録（届出）の手続きはどのようにすればいいのですか。

A 最終処分場の保有者（最終処分業者又は自社処分業者）は、登録（又は届出）用紙を支庁長等に請求するか県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、最終処分業（又は施設）の許可証の写しを添付の上、最終処分（業）を開始する5日前までに支庁長等に提出していただくこととなります。

なお、過去に許可対象外の施設として設置された最終処分場についても、登録（届出）手続きは必要となります。

【最終処分業と最終処分場の許可】

産廃の最終処分を業として行う場合は、最終処分場の施設を設置する許可と、その施設で最終処分業を行う許可が必要となります。

【設置許可対象外の施設】

- ・昭和51年法改正による届出制導入前に設置された施設
- ・平成3年法改正による許可制導入前に設置された施設
- ・平成9年施行令改正前に設置され、許可不要とされた施設

（管理型：1,000㎡未満、安定型：3,000㎡未満）

ただし、これらの施設であっても拡張したり容量を増加したりする場合には、許可が必要となります。

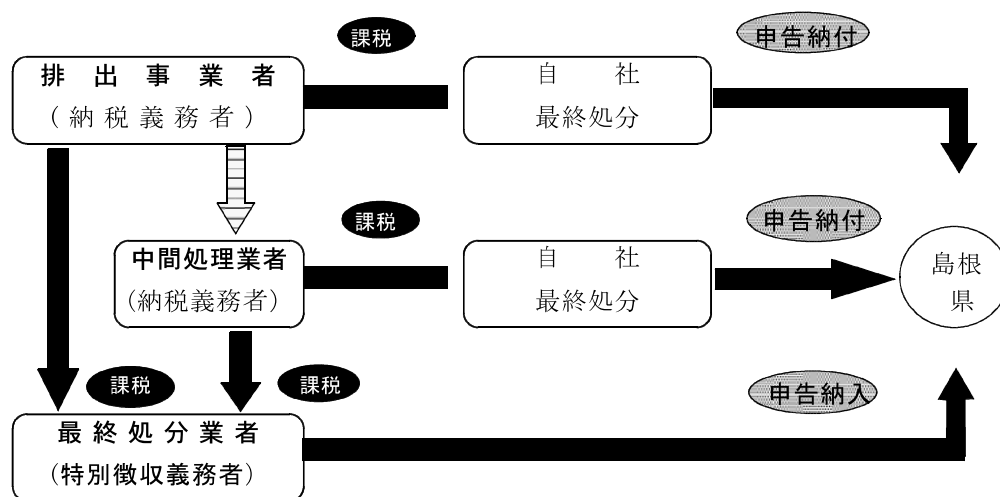
〔申告納入（納付）〕

Q13 産廃税はどのような方法で納めるのですか。

A 「県内最終処分業者による特別徴収」と「自社処分業者による申告納付」の方法があります。

【特別徴収】… 産廃税の徴収について便宜を有する者(特徴者)が税金を徴収し、かつ、その徴収した税金を県へ納入する方法。(申告納入)

【申告納付】… 納税者が自らその納付すべき産廃税の課税標準及び税額を申告し、その申告した税金を納付する方法。



Q14 産廃税の申告納入（納付）に当たっては、3月分をまとめて申告することとされていますが、これは本来月税のものを納期限の特例として認めている制度ですか。

A 産廃税は月税ではなく、申告対象期間（3月）を一つの課税対象期間として取扱うものです。

Q15 条例上、期限後申告については納税者についてのみ規定されていますが、特徴者については認められないのですか。

A 制度上は特徴者についても認められております。

Q16 排出事業者は返送されたマニフェストで埋立量を確認するまでは、産廃税を支払わなくてもいいのですか。

A 産廃税の納税義務は、最終処分のマニフェストが返送される前、つまり、当該産廃が最終処分場に搬入された時点で発生します。

したがって、排出事業者は原則として産廃を最終処分業者に引き渡した時点（最終処分場に搬入した時点）で、最終処分業者からの請求に基づき産廃税を支払うこととなります。

【産廃管理票（マニフェスト）制度】

この制度は、排出事業者が産廃の処理を委託する場合、処理業者に対してマニフェストを交付し、処理終了後に、マニフェストの写しの送付を受けることによって排出事業者自身が産廃の適正な処理を確認する制度です。

Q17 最終処分業者は、産廃税を産廃の搬入の都度、徴収しないといけないのですか。

A 産廃税の徴収時期や形態は決まっておりませんので、取引関係における商慣習をもとに（例えば処理料金の徴収に併せ）、排出事業者から適正に徴収することとなります。

Q18 最終処分業者は、最終処分場に産廃を搬入する収集運搬業者に対して産廃税を請求できますか。

A 最終処分業者は、排出事業者との間で結んだ委託契約に基づき、排出事業者に対し処分料金の請求を行うこととなっており、産廃税についても、処分料金と同様、排出事業者に対し請求することとなります。

（収集運搬業者は、産廃の収集運搬を請け負っているに過ぎません。）

Q19 産廃税を申告期限までに申告しなかったり、納めないときはどうなるのですか。

A 事実よりも少なく申告したり、申告しなかった場合には、過少申告加算金や不申告加算金などが、また、納期限までに納めない場合には、延滞金が他の税と同様にかかることとなります。

Q20 特別徴収において、排出事業者が産廃税を支払わない場合、県が代わりに徴収することになるのですか。

また、排出事業者に対する産廃税の納税証明書の発行はできるのですか。

A 県と直接債権債務関係にあるのは特別徴収義務者（最終処分業者）であり、したがって、県が直接納税義務者（排出事業者）から徴収することはできませんが、税制度の趣旨等について個別に説明することは可能です。

また、同様の考え方から、排出事業者に対し、産廃税の納税証明書を発行することはできません。

〔課税標準等〕

Q21 課税標準となる重量は、どのように把握すればいいのですか。

A 最終処分場に搬入される産廃の重量を計測することが基本ですが、重量の計測が困難な場合には、容量から重量へ換算する方法も認めております。

また、マニフェストに記載された数量からも把握することができます。

Q22 課税標準の算出は、産廃を搬入する都度行う必要がありますか。

A 産廃税は最終処分場へ産廃を搬入する都度、納税義務が発生し、課税標準も原則としてその都度算出する必要があります。

しかしながら、一定期間の処理料金をまとめて徴収する最終処分業者（特徴者）にあつては、当該商慣習を尊重するとともに、特徴者の負担を緩和する趣旨から、換算係数の適用及び課税標準の算出については、処理料金の徴収に併せ行えることとしております。

なお、その場合であっても、申告対象期間をまたがる課税標準の算出は認められないものであり、また、搬入される産廃の種類及び数量の記帳についても、適正な申告を確保する観点から、必ず搬入の都度行う必要があります。

また、この取扱いは自社処分業者においても同様となります。

Q23 最終処分場において前処理（破碎・脱水等）が行われる場合、当該処理の前後で産廃の数量に違いが出るが、課税標準の把握はどの時点で行うことになるのですか。

A 条例上、課税標準は最終処分場に搬入される産廃の重量とされており、搬入時点（前処理が行われる前）の数量が基準となります。

また、マニフェストに記載される数量や最終処分料金の基礎となる数量も前処理が行

われる前の数量となります。

Q24 産廃税を中間処理料金へ適正に転嫁するためには、中間処理後の残渣量（課税標準）の算出について、統一的な基準を設ける必要がありませんか。

A 中間処理後の残渣量は、同一種類の産廃であっても、その性状や処理方法等によって異なります。例えば、紙くずを焼却処理する場合でも、焼却炉のタイプや能力によって残渣量に差が出てきます。

したがって、残渣量算出のための統一的な基準を県がお示しすることはできませんが、一般的な目安としては、島根県産業廃棄物協会が作成した減量率が参考になります。

Q25 マニフェストに容量と重量の両方が適正に記載されている場合、処理料金を容量で設定している最終処分業者は、処理料金を容量で計算し、産廃税を重量で計算してもいいのですか。

A 産廃税の税額は、あくまで重量が課税標準となるので重量で計算し、処理料金については容量で計算することとなります。

Q26 マニフェストに記載された重量と最終処分場に搬入された重量が異なる場合はどうなるのですか。

A 廃棄物処理法上も、当然、正確な重量を記載する必要があり、マニフェスト記載の重量に誤りがあれば正しいものに修正することとなります。

Q27 課税標準の単位（k g）は、トラックスケールの最小単位（10 k g）に合わせるべきではないのですか。

A 県内最終処分業者の実態をみると、トラックスケールを設置している業者が極めて少なく、大部分の業者は容量による数量管理を行っております。

したがって、容量で管理している業者にあつては、容量に換算係数を乗じて重量を算出することとなりますが、この結果として、課税標準の単位を「k g」にしたところがあります。

なお、トラックスケールの場合は、秤の精度の観点から最小目盛りが10 k gとなっておりますが、当該計量器を設置している業者にあつては、計測した結果（10 k g単位）がそのまま課税標準となります。

Q28 換算係数の適用に際し、「12コンクリートくず」と「14がれき類（コンクリートの破片など）」はどう違うのですか。

A コンクリート製品製造業者が排出する産廃については、「12ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の係数（1.00）を、建設業者等が排出する産廃（コンクリートの破片など）については、「14がれき類」の係数（1.48）を適用することとなります。

また、中間処理業者が「コンクリートくず」と「コンクリート破片」をまとめて破碎処理し、最終処分場に搬入する場合は、主たる産廃の種類により換算係数を適用することとなります。

なお、換算係数を適用する場合の産廃の種類は、基本的には処理業者が適用する処理料金の区分と同じになります。

Q29 コンクリート破片には鉄筋や石膏ボード等の混じったものがあるが、換算係数の適用はいかがすべきですか。

A コンクリート破片の係数は平均的な数値であり、鉄筋の有無によって適用を異にする係数ではありません。

Q30 容量を重量に換算する場合、実態に即した独自の係数（比重）を使ってもいいのですか。

A 規則で定める換算係数は、実際の重量を出すためのものではなく、課税標準を算出するために、便宜上統一的な基準として使用するものであり、独自の係数の使用は認められません。

【換算係数の採用】

税制度上は計測した正確な重量を課税標準とすべきですが、計量器の備わっていない最終処分場が多数あること、また、容量による取引実態があること等を踏まえ、先進導入府県の全てで統一的に使用されている換算係数を採用することとしたところがあります。

〔帳簿等の記載・保存〕

Q31 マニフェストを整理することにより、税帳簿の作成を省略できませんか。

A 廃棄物処理法に基づく帳簿は、マニフェストの有無に関係なく作成することとされており、税の帳簿についても同様の取扱いとなりますが、一定の要件に合致すれば廃棄物処理法に基づく帳簿をもって税の帳簿に替えることを認めております。

〔課税免除〕

Q32 課税免除の適用には、どのような申請手続きが必要ですか。

A 課税免除は条例に基づく非課税的な取扱いのため、申請手続きは必要ありませんが、申告書の該当欄へ対象数量を記載していただく必要があります。

〔徴収猶予〕

Q33 売掛のため納期限までに産廃税を徴収できない場合、徴収猶予の手続きはどのようにしたらいいのですか。

A 最終処分業者は、納期限までに、納入申告書の提出に併せ、売掛金計算書を添えて徴収猶予の申請をすることとなります。

〔処理料金への転嫁〕

Q34 中間処理業者は排出事業者に対する請求書や領収書で、処理料金と産廃税相当額を区分する必要がありますか。

A 中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合、中間処理業者に産廃税の納税義務が生じるため、当該産廃税相当額は中間処理料金として排出事業者へ転嫁されることとなります。

したがって、転嫁される産廃税相当額は、あくまで中間処理料金そのものであり、請求書や領収書等で処理料金と区分して表示する必要はありません。

【税相当額の転嫁】

税相当額の処理料金への転嫁は、税制度上は制度外のことですが、排出事業者と中間処理業者の間においては、税制度導入の考え方に基づき適正な料金転嫁がなされるものと考えております。

〔消費税の取扱い〕

Q35 最終処分業者が受け取る産廃税は、消費税の対象になりますか。

A 次の要件を全て満たしている場合、産廃税は消費税の課税対象外となります。

- ① 特徴者が産廃税を請求書や領収書等で明らかにしている場合。
 - ② 特徴者が産廃税を預り金等の科目で区分経理している場合。
- (なお、消費税は国税のため、詳しくは税務署にお尋ねください。)

Q36 中間処理業者が排出事業者から受け取る産廃税相当額は、処理料金と産廃税相当額とに区分することにより消費税の対象外とすることができますか。

A 中間処理業者が排出事業者から受け取る産廃税相当額は、中間処理料金そのものであり、消費税の対象となります。

(なお、消費税は国税のため、詳しくは税務署にお尋ねください。)

〔公共工事における産廃税の取扱い〕

Q37 公共工事における産廃税の取扱いはどうなるのですか。

A 県においては、公共工事における建設廃棄物の適正な処理が図られるよう、公共工事を発注する場合には、産廃税相当額を設計単価に織り込むこととしております。

また、当該産廃税相当額は工事費の一部であることから、工事請負金額全体が消費税の対象となります。

なお、この取扱いについては、国（公共工事所管部局）や市町村に対しても、県と同様の取扱いをしていただくよう関係課等を通じてお願いしております。

〔税収の使途〕

Q38 税収の使途はどのようにして決まるのですか。

A 毎年度、県の予算を編成する中で、排出事業者や処理業者からの意見や要望等を踏まえ、条例に定められた目的の範囲内で決定します。

〔その他〕

Q39 産廃税は印紙税の対象になりますか。

A 特徴者が産廃税を請求書や領収書等で区分表示していれば対象外となります。
(なお、印紙税は国税のため、詳しくは税務署にお尋ねください。)

Q40 排出事業者は負担する産廃税を、所得計算上、損金（あるいは必要経費）として算入できますか。

A 法人税においては損金として、所得税においては必要経費として算入できます。
(なお、法人税及び所得税は国税のため、詳しくは税務署にお尋ねください。)

Q41 産廃税は最終処分委託契約書に盛り込む必要がありますか。

A 産廃を最終処分する場合、排出事業者は最終処分業者との間で、法律に基づき委託契約を結ぶ義務がありますが、産廃税は法定記載事項ではないため、必ずしも盛り込む必要はありません。

但し、中間処理契約を結ぶ場合の処理料金は法定記載事項となるので、産廃税相当額を上乗せした処理料金の額で契約することとなります。